みなみ

11

2017 November
No.140

平成29年度 日和佐八幡神社秋祭り

主な内容

平成29年度財政執行状況を公表いたします … P4、5
平成30年4月から国民健康保険制度が変わります … P6、7
後期高齢者医療制度からのお知らせ … P8
平成29年度赤松神社奉納吹筒花火
／平成29年度日和佐八幡神社秋季例祭 … P16、17
各お知らせ …… P18、19

広報みなみ HP みなみこうほう 検索

美波　地方創生だより　vol.11

東京や大阪のベンチャー企業が次々とサテライトオフィスを開設し、若者の移住者が増え、おしゃれなお店もオープンする四国の右下にある小さな町。今、美波町が地方創生の先進地として全国からの熱い視線を集めていることをご存じですか？この動きをさらに広げるために定められたのが、「美波ふるさと創造戦略」。
「美波 地方創生だより」では、「それ何？」「どうして？どうやって？」「今どうなってるの？」を追いかけ、毎月お届けしています。

平成29年日和佐八幡神社秋祭り！サテライトオフィス関係者も多数参加！

「秋祭りを通じて楽しい思いや貴重な体験をさせていただき、地域の方々には大変感謝しております。これからもお祭りが長く続けられるように協力し合い、若い世代につなげていきたいです。」
サイファー・テック株式会社の住吉さんは今年で６年目の参加となり、平成27年度には東町の責任者も経験されました。
住吉さんをはじめ、今年も多くの移住者・サテライトオフィス関係者が日和佐八幡神社の秋祭りに担ぎ手として参加しました。
小型コンピュータ（IoT機器）の開発をしている株式会社イーツリーズ・ジャパン代表の船田さんは、「勢いのあるお祭りで驚きました。開催の２日間とその後の反省会で、普段の仕事だけでは触れ合う機会のない方々ともたくさん交流できました。この経験を踏まえ、今後は地域の方の声を活かした製品開発をしていきたいと思っています。」と語りました。
全国各地から来られている移住者・サテライトオフィス関係者の多くが魅了されている秋祭り。
祭り、そして住民との交流により、美波町への愛着をより深めてくれているようです。

▶「日和佐八幡神社秋季例大祭」ガイドブック

日和佐ちょうさ保存会がこの秋に制作した冊子は、
株式会社まめぞうデザイン、HWS STUDIO、
TAISHI ART WORKSの３氏からなる[at Teramae]が
制作・デザインを担当。
サテライトオフィス各社が協賛しています。

『輝け！徳島「わくわくトーク」』が開催されました

飯泉徳島県知事が来町し、美波町にサテライトオフィスを構える各社との座談会が行われました。
いろんなテーマで意見交換が行われる中、今年度中にオープン予定の水産研究所のコワーキングスペースが話題にのぼりました。
コワーキングスペースとは、様々な業種、年齢の人々が集まり、仕事をし、アイデアを共有する場所のこと。
サテライトオフィス関係者からは「この場所を通して地元の人に会社のことを知ってもらいたいし、普段の仕事や生活の悩みを共有してもらえれば、お役に立てるかもしれない。」との声も上がり、知事も大いに賛同されていました。
今後の活用について徳島県とも連携を深めながら、さらに美波を盛り上げていきたいものです。

小倉総務大臣政務官が美波町を訪問

影治町長、サテライトオフィス関係者等と昼食をとりながら会話する小倉総務大臣政務官（右から２人目）

地方創生・ローカルアベノミクスの実行を担当している総務省より小倉総務大臣政務官が来町。

影治町長やサテライトオフィス関係者からサテライトオフィス設置の経緯や取り組みの状況について説明を受け、株式会社鈴木商店のサテライトオフィス「美雲屋」、地域交流促進施設「戎邸」や移住交流施設「やまさき」を視察しました。

また、地域おこし協力隊として活躍する若者たちとの意見交換、ランチミーティングも実施。

美波町の進めるサテライトオフィス誘致は日本の地域振興のモデルとなりつつあると、非常に高い評価をいただきました。

サテライトオフィス企業の先端技術が総務省の事業として採択されました

今年５月に美波町にサテライトオフィスを設置した株式会社スペースタイムエンジニアリングと大学との共同研究開発が、この度公募にて採択され、総務省の事業として進められることとなりました。

今回の研究は、平時、災害時を問わずに共用可能な独自の通信網を確立していくというものです。

平時には車の自動運転に必要不可欠な地図情報などを発信し、災害時には壊れてしまった既存の通信網に代わる機能を果たしますが、これにより被災地の孤立化を防ぎ、他地域からの救援・支援もより迅速に進められるというものです。

今後、美波町では実証実験が計画されており、暮らしの充実と災害対策を見据えた最先端の技術が、美波町からの全国の地域へ展開していくことも期待されています。

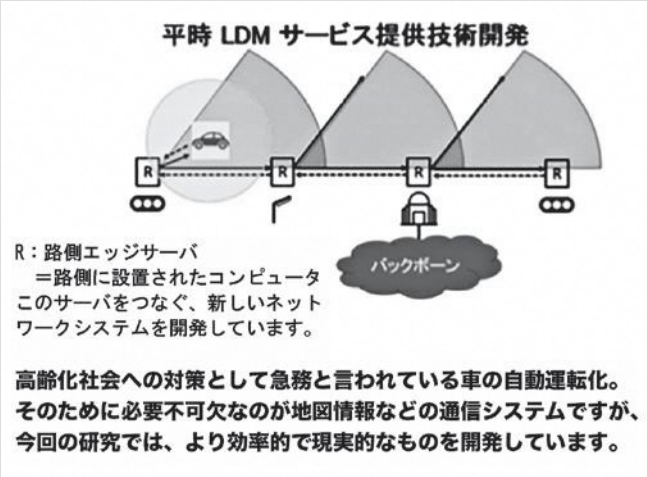

お知らせ

美波町の地方創生に関する新聞記事や雑誌が以下の場所でご覧いただけます！

日和佐地区：日和佐図書・資料館１階
由 岐 地 区：由岐ふれあいホール（ぽっぽマリン２階）

リレーコラム11

子育ての応援団

美波町健康増進課　榊　一　美

生まれも育ちも美波町、住む場所も変わらず四十数年たちました。気づけば長男も成人し、子育てもほぼ一段落してきました。自宅からＪＲで大学に通う長男は、由岐駅まで歩いていることが多いようですが、近所の方に「よう挨拶してくれるんじょ。ええ兄ちゃんになったな。」とうれしい言葉をいただくことも…。思えば、彼がまだ一才にもならない頃、一昨日の夜は泣きっぱなしだったな。熱でもあったんけ。」と心配していただいたり、幼稚園や小学校の行き帰りに、海に気をつけるように声をかけていただいたり、本当に地域の皆さんに子育てを応援していただきました。

保健師として地域の子育て中のお母さんたちとかかわる機会も多いのですが、美波町で育つ子供たちの成長を応援できることをうれしく思っています。できれば、この美波町で、私の子供たちの子育ても応援していけたらいいなと思います。これからもよろしくお願いします。

次回は、TAISHI ARTWORKSの磯中太志さんにお願いいたします。

制作：美波ふるさと創造広報チーム

平成28年度 会計別決算

会計名		歳入	歳出
一般会計		71億9,210万円	68億6,463万円
特別会計	国民健康保険事業	12億3,372万円	12億3,136万円
	育英奨学金貸付事業	1,721万円	1,680万円
	赤河内財産区	974万円	18万円
	簡易水道事業	9,903万円	6,757万円
	漁業集落排水事業	2,035万円	2,032万円
	公共下水道事業	1億3,739万円	1億3,388万円
	介護保険事業	12億7,193万円	11億5,807万円
	診療所	2億2,880万円	2億2,003万円
	後期高齢者医療	1億4,702万円	1億4,257万円
企業会計	水道事業 収益的収支	8,383万円	7,166万円
	水道事業 資本的収支	2,276万円	3,129万円
	病院事業 収益的収支	7億4,382万円	8億1,536万円
	病院事業 資本的収支	4,000万円	0万円

決算に基づく財政指標

財政指標＼決算年度		平成27年度決算	平成28年度決算
経常収支比率		85.2%	87.5%
財政力指数		0.17	0.17
積立金現在高	財政調整基金	24億4,616万円	24億7,116万円
	減債基金	9億796万円	9億5,896万円
	その他基金	6億325万円	7億4,031万円
地方債現在高	普通会計	59億7,501万円	69億4,060万円
	簡易水道事業会計	1億4,248万円	1億4,710万円
	漁業集落排水事業会計	1億2,976万円	1億1,964万円
	公共下水道事業会計	6億9,933万円	6億5,931万円
	水道事業会計	1億5,817万円	1億7,455万円
	病院事業会計	11億9,820万円	11億9,820万円
健全化判断比率	実質赤字比率	—（15.0）	—（15.0）
	連結実質赤字比率	—（20.0）	—（20.0）
	実質公債費比率	5.6（25.0）	5.1（25.0）
	将来負担比率	—（350.0）	—（350.0）

※健全化判断比率の（　）内の数値は、早期健全化基準です。
※実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が発生していないため、数値が表示されません。
※将来負担比率は、将来負担すべき実質的な負債がないため、数値が表示されません。

町税負担の概況

町税総額
5億1,622万円

〔1人当たり〕 72,954円
〔1世帯当たり〕 152,592円

行政経費支出の概況

一般会計歳出総額
68億6,463万円

〔1人当たり〕 970,129円
〔1世帯当たり〕 2,029,155円

人口（平成29年3月末現在）7,076人
世帯数（平成29年3月末現在）3,383世帯

町税収入の内訳

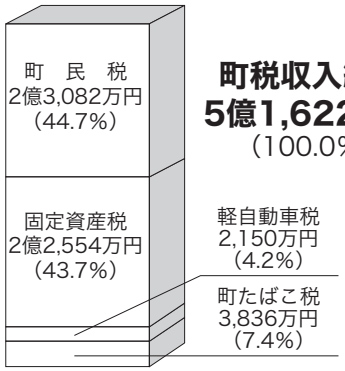

町税収入総額
5億1,622万円
（100.0%）

一般会計 歳入の内訳

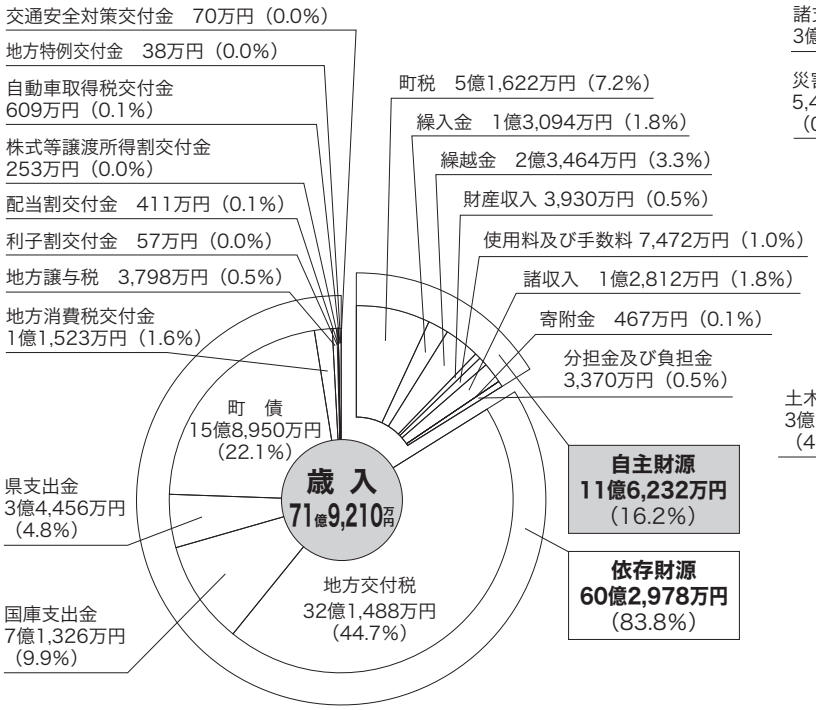

一般会計 歳出の内訳

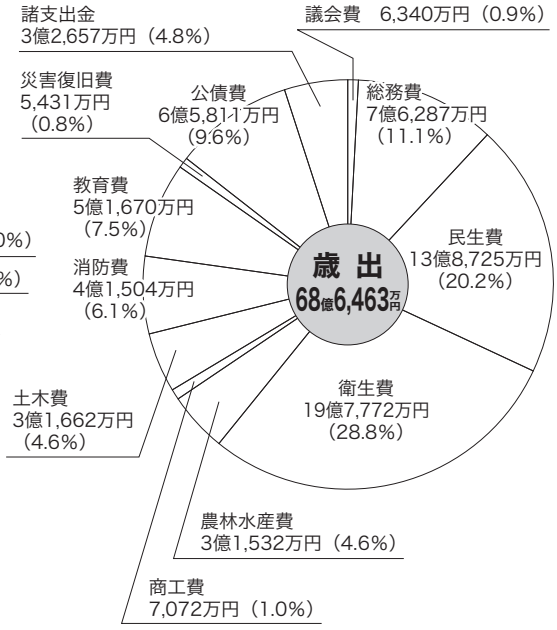

平成29年度　財政執行状況を公表します

美波町財政状況の公表に関する条例により、平成29年度の財政執行状況を公表します。

一般会計　**収入は　45.8%**　**支出は　28.8%**　（平成29年９月30日現在）

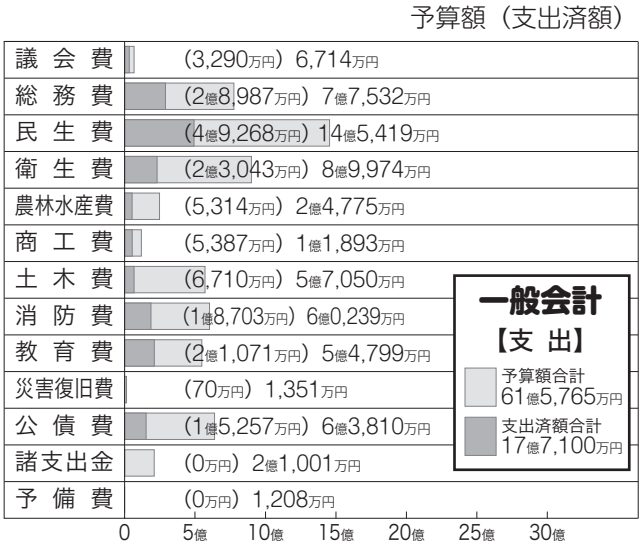

企業会計

事業名＼収支	収入済額	支出済額
水道事業	3,661万円	2,223万円
病院事業	2億1,000万円	2億8,987万円

特別会計

会計名＼収支	収入			支出		
	予算額	収入済額	収入率	予算額	支出済額	予算執行率
国民健康保険事業	12億8,847万円	4億1,811万円	32.5 %	12億8,847万円	5億1,469万円	39.9 %
育英奨学金貸付事業	1,980万円	753万円	38.0	1,980万円	738万円	37.3
赤河内財産区	924万円	958万円	103.6	924万円	0万円	0.0
簡易水道事業	1億842万円	4,637万円	42.8	1億842万円	1,512万円	13.9
漁業集落排水事業	2,224万円	108万円	4.8	2,224万円	761万円	34.2
公共下水道事業	2億876万円	782万円	3.7	2億876万円	3,097万円	14.8
介護保険事業	13億6,322万円	6億920万円	44.7	13億6,322万円	4億6,730万円	34.3
診療所	3億414万円	4,147万円	13.6	3億414万円	1億2,010万円	39.5
後期高齢者医療	1億4,975万円	4,471万円	29.9	1億4,975万円	3,940万円	26.3

平成30年4月から
国民健康保険制度が変わります

この10年で、
70歳以上の高齢者数は **1.3倍** に、
国民医療費は **1.3倍** になりました。
団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、
国民医療費の総額は **61.8兆円**
にもなる見込みです。
国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、
平成30年4月から、これまでの市町村に加え、

【国民医療費10年ごとの推移】

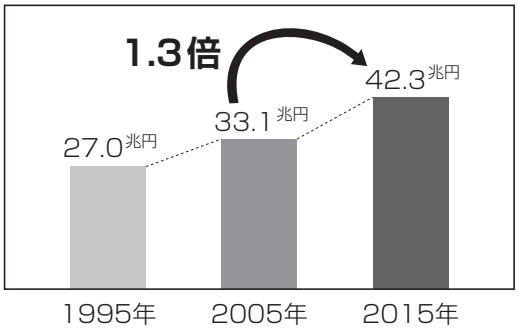

都道府県も国民健康保険制度を担うことになりました

＜見直しの背景＞

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険税（料）の負担が重い」「財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在する」という構造的な課題を抱えていました。

見直しの柱

▶国の責任として約3,400億円の追加的な財政支援（公費拡充）を行います。

▶都道府県と市町村がともに国民健康保険の保険者となり、それぞれの役割を担います。

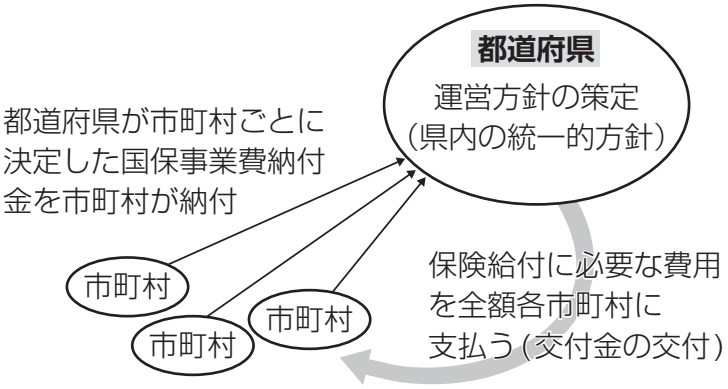

見直しによる主な変更点

▶平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となります。
（資格や保険税（料）の賦課・徴収等の身近な窓口は、引き続きお住いの市町村です）

▶平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証等には、居住地の都道府県名が表記されるようになります。

都道府県の主な役割	市町村の主な役割
●財政運営の責任主体 ●国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ●市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 ●保険給付費等交付金の市町村への支払い	●国保事業費納付金を都道府県に納付 ●資格を管理（被保険者証等の発行） ●標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ●保険税（料）の賦課・徴収 ●保険給付の決定・支給

国民健康保険制度の見直しによる効果

効果①　都道府県内での保険税（料）負担の公平な支え合い

新しい財政運営の仕組み

●都道府県内で保険税（料）負担を公平に支え合うため、都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金（保険税（料）負担）の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として市町村に対して支払います。これにより、市町村の財政は従来と比べて大きく安定します。

●都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）し、市町村間で比較できるようになります。

保険税（料）の賦課・徴収

●市町村はこれまで個別に給付費を推計し、保険料負担額を決定してきましたが、今後は都道府県に納付金を納めるため、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険税（料）算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険税（料）率を定め、保険税（料）を賦課・徴収します。

効果②　サービスの拡充と保険者機能の強化

●都道府県は、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、市町村との協議に基づき、都道府県内の統一的な運営方針としての国民健康保険運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進していきます。

●広域化により、平成30年度から、同一都道府県内で他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算され、経済的な負担が軽減されます。

●今後、市町村は、より積極的に被保険者の予防・健康づくりを進めるために様々な働きかけを行い、地域づくり・まちづくりの担い手として、関係者と連携・協力した取組を進めます。

国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦（とりで）です。

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成30年度からの制度見直しにご理解、ご協力をお願いいたします。

国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も引き続き役場税務課（☎77-3615）です。

※この制度改正案内は厚生労働省のひな形を参考に作成しています。

後期高齢者医療制度からのお知らせ

◎限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯の所得の少ない方（低所得Ⅰ・低所得Ⅱに該当する方）は限度額適用・標準負担額減額認定証を申請することができます。この証を病院で提示すると医療費の限度額や入院時の食事代の負担額等が安くなります。この証の発行は月をまたいで遡ることができません。入院等される場合は、役場福祉課又は、由岐支所まで申請ください。

※低所得Ⅰ　同一世帯の全員が住民税非課税で、その世帯全員の所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたとき0円になる人

※低所得Ⅱ　同一世帯の全員が住民税非課税の人（低所得Ⅰ以外の人）

◎障害認定について

一定の障害を有する方は、障害認定を申請することにより、65歳から後期高齢者医療制度に加入することができます。新たに障害者手帳等の交付を受けられる方が後期高齢者医療制度に加入する場合は、障害者手帳等交付申請時に後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。すでに下記に該当する方の内65歳から74歳までの方で、後期高齢者医療制度に加入される方も、後期高齢者医療障害認定申請手続きを行ってください。なお、65歳になられる1月前から申請可能です。

後期高齢者医療制度に加入した場合には、原則として1割の窓口負担で医療サービスを受けていただくことが出来ます。（所得の多い方は窓口負担が3割になります）

障害認定に該当する方

1. 障害年金等の受給者であり国民年金証書1・2級の方等
2. 身体障害者手帳1・2・3級の方及び4級の一部（音声機能・言語機能・下肢障害の一部）の方
3. 精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
4. 療育手帳A1・A2の方
5. 国民年金の障害年金に該当する程度の状態にあるが、年金の裁定を受けられない方であり、身体障害者手帳の交付を受けることができない疾病の方等

なお、すでに障害認定を受けられている方については、障害者手帳等の更新は必ず有効期限内に行ってください。

◎健康診査受診券について

健康診査受診券は、

①入院をされていない方で生活習慣病と診断されていない方

②今年の1月から9月の間に新しく被保険者となった方で、徳島県後期高齢者医療広域連合から送付された健康診査申込書で申し込みをした方

に送付しています。

健康診査受診券が送付されていない方で、今年度（平成29年4月～）に血液検査と尿検査のどちらかをしていない方、または両方をしていない方は、健康診査申込書を提出していただくことにより、健康診査受診券を発行します。

健康診査申込書は下記、問い合せ先にあります。健康診査の受診を希望される方は、役場福祉課又は、由岐支所までお申し込みください。

最終締め切りは、**平成29年11月24日（金）**です。

◎保険料の納付が困難な場合

災害等により損害を受けたときやその他の特別な事情により、保険料を納めることが困難な人については、保険料が減免となる場合があります。滞納のままにせず、ご相談ください。

【お問い合せ先】　役場福祉課　☎77－3614　　由岐支所　☎78－1111

“そうだ！今年健診受けてないわ!!”

○医療機関で特定健診を実施しています!

定期的に病院受診中の方もかかりつけの医師とご相談の上受診してください。
特定健診を受ける場合は８月に緑色の封筒で発送した →
受診券を使って受けて下さい。
※受診券の有効期限は１月３１日までです。

○今年最後の集団健診もあります!

健診日	場　所	時　間
平成29年 11月19日(日)	日和佐公民館	7:30～9:00
	由岐公民館	10:00～11:00

集団健診では高校生から39歳までの方が対象のヤング健診も実施しています。料金は500円です。

※集団健診でも受診券は必要です！

☆１日の血糖値とインスリンの変動

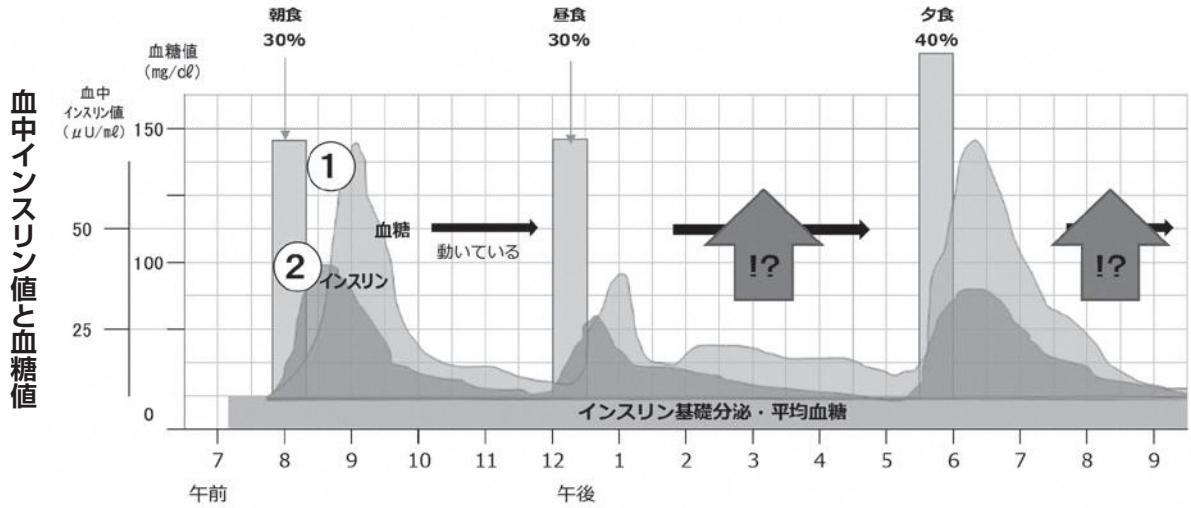

１日３食ご飯を食べるごとに①血糖値と②インスリンが上がっているのがわかります。
インスリンは上がった血糖値を下げるために頑張っています！
ですが、インスリンは一生に出る量が限られているんです。
ここで！・・・・**質問**です！

３時のおやつや寝る前のお夜食などを食べると、
このグラフの波はどのように変化するでしょうか？？？
（上図の上矢印がヒントです！）

あなたの血糖値は大丈夫ですか?健診ではHbA1c(約2ヶ月の平均血糖値)もわかります!

上記のような身体の中の変化は、自分ではわかりません！（**自覚症状がない**）
健診はその時の身体の中を数値で知る事ができます！健診は、日ごろの生活を見直すきっかけになり、さらには**生活習慣病の早期発見や重症化予防**につながります。

『こころの相談日』

12月は 18日（月） です

どなたでもご利用可能です。お気軽にご予約ください。

人間関係、子育て…等どのようなことでも、ひとりで悩まずちょっと相談してみませんか?

※健診・こころの相談に関するお問い合わせは … 健康増進課　☎77-3621まで

国民年金だより

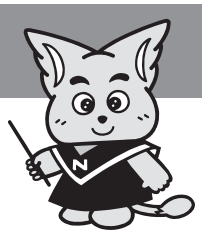

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます 年末調整・確定申告まで大切に保管を!

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収書）を添付してください。

また、平成29年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を送付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書に表示されている電話番号にお問い合わせください。

◆ **ねんきん加入者ダイヤル**（平成29年11月1日～平成30年3月15日）
TEL 0570－003－004（ナビダイヤル）
050から始まるお電話でおかけになる場合は
TEL 03－6630－2525
※ナビダイヤルは一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。
ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常の通話料がかかります。
※TEL03－6630－2525の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料がかかります。
※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納付した場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。
控除の対象となるのは、平成29年1月～ 12月までに納めた保険料全額です。
（過去の年度分や追納・後納保険料なども含みます。）

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様など）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、平成29年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには年末調整や確定申告を行う時に、領収証書などの保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、国民年金保険料を納付された方には、日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ず添付してください。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方です。そのためにも保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

徳島南年金事務所　☎088－652－1511（音声案内①→②）

11月・12月は県税・市町村税の県下一斉徴収強化月間です。

納付の遅れている方はお早めにご納付ください。

町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）について、納期限を過ぎても納付がない場合、法律では、督促状の送付、さらに督促状を発送した日から11日目までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならないと定められています。

美波町では、単なる不注意や何らかの事情により納付ができなかった場合を考慮し、文書などによる催告を行い、早めの納付を促しております。

しかし、それでも納付または連絡・相談がない場合には、期限内に納付された納税者との公平を保つため、やむを得ず滞納者の財産（預貯金・生命保険・給与・年金・不動産など）の差し押さえを実施しております。

さらに高額・悪質な滞納案件は、徳島滞納整理機構に徴収を移管することがあります。

【お問い合せ先】
美波町役場
税　務　課 ☎77-3615

平成31年度から原則全ての事業主の皆様に従業員の個人住民税を特別徴収していただきます。

個人住民税の特別徴収とは？

事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税＋県民税）を徴収（給与天引き）し、納入していただく制度です。地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、所得税と同様、個人住民税の特別徴収義務があります。

原則、すべての従業員の方が対象となりますので、これまで一部の従業員の方のみ特別徴収をしていた事業所についても、すべての従業員の方が対象となります。

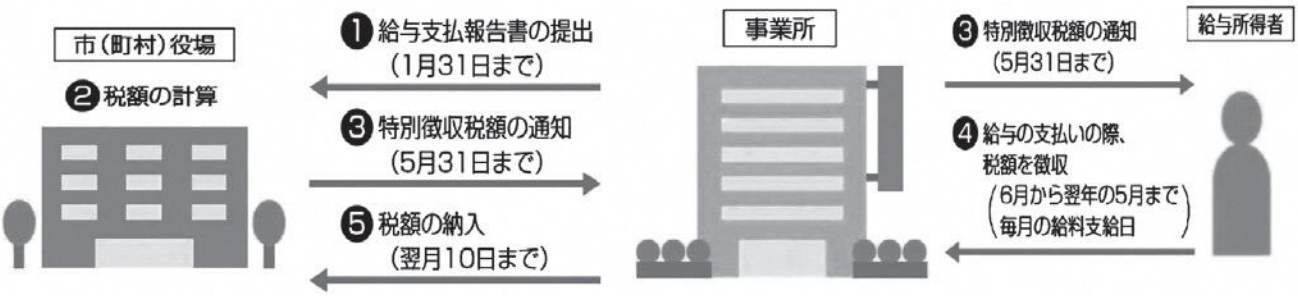

当面、普通徴収を認める場合の基準や普通徴収該当理由書の作成など、詳しくは下記の連絡先へお問い合わせいただくか、美波町ホームページをご覧ください。

【お問い合せ先】
■徳島県政策創造部　地方創生局市町村課　☎088-621-2728
■徳島県経営戦略部　税　務　課　☎088-621-2076
■美波町役場　税　務　課　☎0884-77-3615

廃蛍光管のリサイクルにご協力ください

水銀による環境汚染を世界規模で防いでいくための枠組みである「水銀に関する水俣条約」が、平成29年8月発効となりました。

また国内では、平成27年6月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」が公布されるなど、関係法令の整備が進められております。

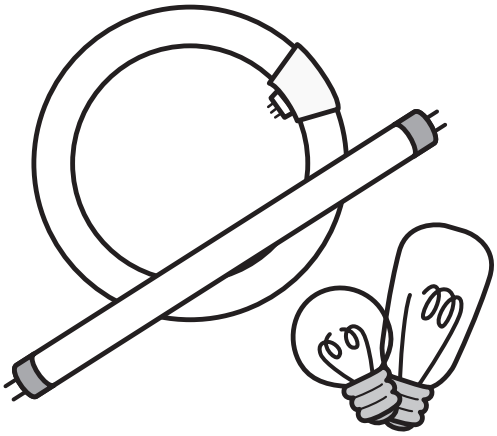

美波町においても、**平成29年12月から**、役場に回収ボックスを設置し、ご家庭で不用になった**蛍光管等の拠点回収を始めます。**

回収した蛍光管等は、専門の処理業者が水銀・ガラス・金属などに、それぞれ原料としてリサイクルします。従来どおり燃やさないゴミ（不燃ごみ）として排出することもできますが、積極的に回収箱をご利用いただき、水銀含有物の適正処理とごみの減量化に、みなさまのご協力をよろしくお願いします。

回収場所と方法

美波町役場住民生活課及び由岐支所へお持ちください。

蛍光灯など新品を買った時の紙製容器または、新聞紙などで包んで運ぶと安全です。また、割れてしまった蛍光管は新聞紙やビニール袋等に包んで気を付けてお持ちください。

※祝日や休日も美波町役場本庁、由岐支所で受取りいたします。

※受取時間　本庁**8:30**から**19:00**まで　由岐支所**8:30**から**17:15**まで

回収できるもの

一般のご家庭で使用していたランプ類であれば、円管球・直管球・白熱電球・ＬＥＤ球・グロー球等すべて回収いたします。

回収できないもの

今まで産業廃棄物として処理していた廃蛍光管については、今までと同じように産業廃棄物として処理してください。

【お問い合せ先】

住民生活課　☎77-3613　由岐支所　☎78-1111

11月は「児童虐待防止推進月間」です。

「児童虐待防止法」が施行された11月は、「児童虐待防止推進月間」です。
子どもは、社会の宝です。地域で子どもと子育てを見守りましょう。
この機会にもう一度、「あなた」のまわりに気配りをお願いします。

◎児童相談所全国共通ダイヤル「189」（いちはやく）

育児や子育てに悩んだ時、虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、ためらわずに児童相談所に電話していただけるよう、全国共通の電話番号によって近くの児童相談所につながります。

共通ダイヤルの番号は、局番なし「189」（いちはやく）　※24時間受付

子どもたちや保護者のSOSの声をいちはやくキャッチするために、覚えやすい3桁の番号になっています。

子育ては不安や悩みがつきものです。一人で抱えればそのストレスは大きくなり、時には、かわいい我が子につらく当たってしまうこともあるでしょう。
子育てに不安になったり悩んだ時は、一人で悩まずご相談ください。

相談・連絡先

児童相談所全国共通ダイヤル
☎189

南部こども女性相談センター（児童相談所）
☎0884-22-7130
〒771-0011　阿南市領家町神野319

役場福祉課　☎77-3614

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

徳島地方法務局と徳島県人権擁護委員連合会では、女性の人権問題解消に向け、下記のとおり電話相談の強化週間を実施します。期間中は、土・日曜日も相談をお受けします。また、平日は時間を延長し、午後7時まで相談をお受けします。

記

実施期間	平成29年11月13日（月）から19日（日）までの7日間
時　　間	午前8時30分から午後7時まで ただし、土曜日・日曜日は午前10時から午後5時まで
開設場所	徳島地方法務局人権擁護課
電話番号	0570（070）810（全国共通ナビダイヤル） ※一部のＩＰ電話からは御利用できない場合があります。
取扱内容	ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、離婚問題、暮らしの悩みごとなど女性をめぐる人権問題
そ の 他	相談は無料、秘密は厳守します

※以上の記事に関するお問い合わせは
徳島地方法務局人権擁護課（☎088－622－4894）まで

12月4日から10日までは人権週間です。

「世界人権宣言」は、基本的人権及び自由を尊重し確保するために、世界の全ての人々と全ての国々とが達成すべき共通の基準として、昭和23年(1948年)12月10日の第3回国際連合総会において採択されました。

国際連合は、世界人権宣言の採択を記念して、採択日の12月10日を「人権デー（Human Rights Day)」と定め、加盟国に対し、人権擁護活動を推進するための各種行事を実施するよう要請しています。

法務省及び全国人権擁護委員連合会は、関係機関等の協力を得て、「人権デー」を最終日とする１週間（12月４日から10日まで）を「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めております。

美波町、徳島地方法務局及び徳島県人権擁護委員連合会においては、今年度の人権週間行事のひとつとして、下記のとおり「特設人権相談所」を開設し、DV、セクハラ、ストーカーなどの女性に関する人権問題や、児童虐待、いじめ、体罰など子どもに関する人権問題、高齢者や障害者に対する差別や虐待などの人権問題、その他家庭や近隣関係のくらしの悩みごと等の御相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

人権相談所

◉日時：12月12日（火）　午前９時～正午まで
　場所：日和佐公民館

◉日時：12月12日（火）　午後１時～午後３時まで
　場所：由岐公民館

お気軽に御相談ください

※お問い合わせは、最寄りの法務局、日和佐隣保館及び人権擁護委員まで。

老朽住宅解体費支援事業補助金交付要綱が一部改正されました！

美波町では、平成25年度から町民の安全･安心と住環境の改善及び良好な景観の促進を図ることを目的に、住宅の所有者等が老朽化・廃屋化した空き家を解体するとき、その費用の一部を助成しています。

10月10日より対象住宅の要件である「長年（概ね10年以上）放置されたままになっている住宅」が要綱より削除され、空き家となっている住宅で不良度等の基準が100点以上に相当するものが対象住宅の要件となりました。助成金額等の変更はありません。

助成金額：解体事業費2／3以内で上限60万円

対象住宅：空き家になっている住宅で、不良度等の基準が100点以上に相当するもの

STEP①　調査申し込み

助成の対象となる建物であるか、**空き家判定士**により現地調査いたしますので、まずは調査の申し込みが必要です。

STEP②　補助金交付の申し込み

調査の結果、助成の対象となる建物であると判定された場合、補助金交付の申し込みが可能となります。

STEP③　契約・解体工事

補助金の交付決定の通知を受けるまでは、契約・工事ができませんので、ご注意ください。

STEP④　完了の報告・請求書の提出

解体工事の完了後、完了の報告や請求書の提出後、補助金の受領が完了します。

※なお、採択件数には限りがありますので、申し込みが多い場合は翌年度以降とさせていただきます。

【お問い合せ先】　役場建設課　☎77−3618

公民館対抗ミックスソフトバレーボール大会

10月25日～26日、日和佐総合体育館において公民館対抗ミックスソフトバレーボール大会が行われました。17チームが参加し、見事 奥河町Aチームが優勝、大戸チームが準優勝しました。

優　勝：奥河町Ａチーム　　準優勝：大戸チーム

優勝した奥河町Ａチーム

準優勝した大戸チーム

由岐の連続秋祭り！

由岐地区では、田井白鳥神社の秋祭りを皮切りに各地域で連続して秋祭りが行われました。9月13日、14日の2日間行われた西の地岡崎神社の秋祭りでは、13日夜山車が出、内子の軽快な音を街中に響かせて練り歩きました。西由岐八幡神社の秋祭りでは、9月15日から関船を引っ張り、うちわ踊りを踊ったりしました。台風18号の影響で悪天候のなかではありましたが、最終日には豪快な海入りで観客を魅了しました。各地域で続々と秋祭りが行われ、地域の人々を楽しませました。

西の地岡崎神社秋まつり

西由岐八幡神社秋まつり

赤松神社奉納吹筒花火

10月8日(日)

できたん
どしたん

日和佐八幡神社秋季例祭

10月7日(土)、8日(日)

一番太鼓 桜 町

二番太鼓 中村町

三番太鼓 恵比須浜

四番太鼓 奥河町

五番太鼓 戎 町

六番太鼓 東 町

七番太鼓 西 町

八番太鼓 本 町

11月定例教育委員会の日程について

日時　11月29日(水)午前9時30分～
場所　日和佐公民館3階会議室

「全国瞬時警報システム（J－ALERT）の定期的な情報伝達訓練の実施」について

美波町では、平成29年10月から毎月1回J－ALERTを使用した防災行政無線等のテスト放送を行っています。

なお、毎月1回のテスト放送とは別に、全国瞬時警報システムの全国一斉訓練がある月には、月に複数回J－ALERTの放送を行います。

ご迷惑おかけしますが、ご理解いただきますようお願いします。

美波町人権擁護委員会からのお知らせ

○人権擁護委員の委嘱について

9月30日の任期満了に伴い、人権擁護委員に次の方が委嘱されましたので、お知らせします。

由岐地区担当　再任
濵髙　マユミ さん

平成29年度成人式について

本年度の成人式は次のとおり実施いたします。

日時　平成30年1月3日(水)
午前10時から（※受付：午前9時30分～10時）
場所　美波町コミュニティホール
（美波町役場本庁舎横）

◎町民の皆様、多数ご来場いただき新成人をお祝いくださいますようご案内いたします。

お問い合せ先
日和佐公民館　☎77－0028

※11月末までに該当者へ案内をさしあげることとしていますが、もし該当される方で案内が届かないときは、日和佐公民館までご連絡ください。本年度の該当者は平成9年4月2日～平成10年4月1日生まれの方です。

老人会に入ろう

美波町老人クラブ連合会では、会員を募集しています。

会員が減少傾向にあり、たいへん困っています。どうぞ老人会にご加入くださるようお願いします。

主な活動は、「健康維持活動」、「社会奉仕活動」、「世代間交流活動」、「熱血サークル活動」、「老人大学」などです。

60歳以上の方ならどなたでも参加できますので、歓迎いたします。

お問い合せ先
美波町老人クラブ連合会事務局
日和佐公民館　☎77－0028

阿南支援学校 ひわさ分校 文化祭

日時　11月18日(土)
午前9時25分～11時45分
表現会（小学部・中学部・高等部）
午後1時～2時25分
バザー、なかよし広場、児童生徒作品展示、喫茶

※なかよし広場には、超大型エアートランポリン（無料）を設置しています。バザーでは、授業で製作した製品も販売します。また、喫茶・軽食コーナーもあります。ぜひお越しください。

平成29年度受講生募集

英語で日常会話や観光案内ができることを目指した「英会話講座」を開催します。興味のある方はどなたでも結構ですので、お申し込みください。

とき　平成30年1月11日から3月15日の木曜日 午後1時～3時まで（全10回）
ところ　徳島県南部総合県民局美波庁舎（海部郡美波町奥河内字弁才天17－1）
講師　ジェフ・ポデズワ氏（英会話講師）
受講料　無料
申込締切　12月20日(水)
申込方法　住所・氏名・電話番号を明記のうえ、ファクシミリまたは電話でお申し込みください。

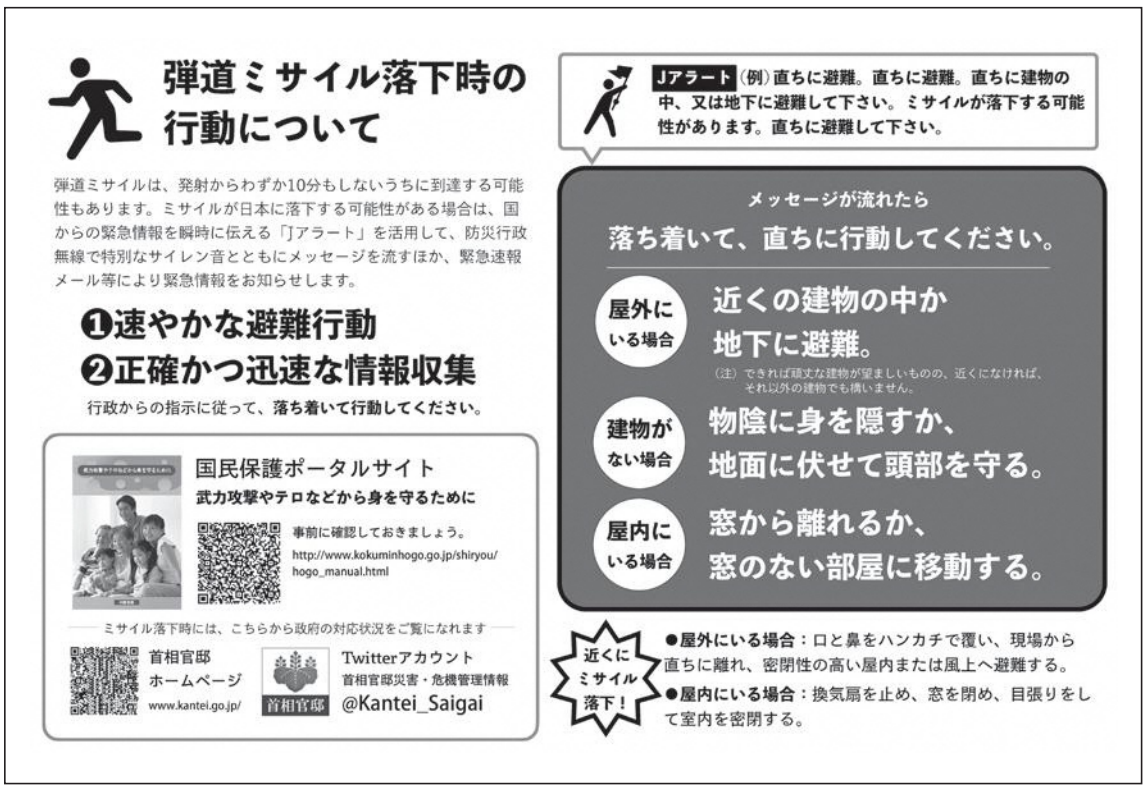

募集定員　20人（応募者多数の場合は抽選）

申込み・問い合せ

徳島県南部総合県民局経営企画部（美波）地域振興担当

☎0884－74－7330

FAX 0884－74－7337

※この講座は、徳島県立総合大学校南部校主催講座です。

「明治150年」を節目として関連施策を推進しています

平成30年（2018年）は、明治元年（1868年）から起算して満150年に当たります。明治以降、近代国民国家への第一歩を踏み出した日本は、多岐にわたる近代化への取組を行い、国の基本的な形を築き上げていきました。また、多くの若者や女性等が海外に留学して知識を吸収し、外国人から学んだ知識を活かしつつ、単なる西洋の真似ではない、日本の良さや伝統を活かした技術や文化も生み出されました。一方で、昨今に目を向ければ、人口減少社会の到来や世界経済の不透明感の高まりなど激動の時代を迎え、近代化に向けた困難に直面していた明治期と重なっており、「明治150年」を節目として、改めて明治期を振り返り、将来につなげていくことは、意義のあることだと考えています。

こうした中、政府では、内閣官房副長官を議長とする「「明治150年」関連施策各府省連絡会議」を設け、①「明治以降の歩みを次世代に遺す施策」、②「明治の精神に学び、さらに飛躍する国へ向けた施策」、③「明治150年に向けた機運を高めていく施策」の3つを柱として、政府一体となって「明治150年」関連施策を推進しているところです。

「明治150年」関連施策は、明治維新の時期のみを対象とする取組ではありません。維新の時期も含め、明治期全般の様々な取組や人々の活躍などを対象としたものです。今後とも、国だけでなく、地方公共団体や民間も含めて、日本各地で、「明治150年」に関連する多様な取組が推進されるよう、「明治150年」に向けた機運の醸成に努め、広報を中心とした支援を行ってまいります。

詳しくは左記のホームページを御覧下さい。

HP：http://www.kantei.go.jp/jp/singi/meiji150/portal/

林業退職金共済制度（林退共）からのお知らせ

以前、林業の仕事に従事されたことがあり、その当時、林退共制度に加入していた、もしくは加入していたかもしれない方で、退職金請求手続きをしたお心当たりのない方は、退職金をまだ受け取っていない可能性があります。林業の仕事をしていた当時の加入の有無についても当方で確認を行いますので、お気軽に最寄の支部又は本部へお問い合わせ下さいますようお願いいたします。

お問い合せ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構　林業退職金共済事業本部

〒170－8055

東京都豊島区東池袋1－24－1

ニッセイ池袋ビル

☎03－6731－2887

FAX 03－6731－2890

詳しくは、ホームページでもご案内しております。

HP：http://www.rintaikyo.taisyokukinn.go.jp/

11月は、「労働保険適用促進強化期間」です

ご存知ですか

◇労働保険とは、労災保険と雇用保険をあわせた総称で、政府が管掌する強制保険制度です。

◇正社員、パート、アルバイトなど、雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っている事業主は、労働保険に加入する義務があります。

◇労働保険の加入手続きを行うよう指導を受けたにもかかわらず、手続きを怠っている事業主には、追加の徴収金が課せられる場合があります。

◇未手続事業場で労働災害が発生した場合、保険給付に要した費用を徴収されることがあります。

お気軽にご相談ください

◇労働保険に関するお問い合わせは、徳島労働局またはお近くの労働基準監督署及びハローワークへご相談ください。

◇徳島労働局へのお問い合せは

〒770－0851

徳島市徳島町城内6番地6

徳島労働局総務部労働保険徴収室

☎088－652－9143

FAX 088－624－0468

日和佐診療所からお知らせ

日和佐診療所は、海部郡医師会が実施する「海部郡救急医療当番」に参加しています。

11月・12月の当番日

診療月日	診療時間
11月11日（土）	18:00～23:00
11月13日（月）	18:00～23:00
11月19日（日）	9:00～23:00
11月30日（木）	18:00～23:00
12月18日（月）	18:00～23:00

診察を希望される方は、上記診療時間内にお越し下さい。

日和佐診療所　☎0884－77－1212

12月 まちの相談カレンダー

5日	火	女性のための生き方なんでも相談※	(13:00～17:00)	阿南市民会館2階
7日	木	心配ごと相談	(9:00～12:00)	保健センター(社協相談室)
8日	金	女性のための生き方なんでも相談※	(13:00～16:00)	阿南市民会館2階
12日	火	人権相談	(9:00～12:00)	日和佐公民館
		人権相談	(13:00～15:00)	由岐公民館
		女性のための生き方なんでも相談※	(13:00～17:00)	阿南市民会館2階
13日	水	行政相談	(13:00～15:00)	由岐公民館
14日	木	心配ごと相談	(9:00～12:00)	保健センター(社協相談室)
		行政相談	(9:00～12:00)	保健センター(社協相談室)
		介護相談	(9:00～12:00)	保健センター(社協相談室)
19日	火	女性のための生き方なんでも相談※	(13:00～17:00)	阿南市民会館2階
21日	木	心配ごと相談	(9:00～12:00)	日和佐隣保館
22日	金	女性のための生き方なんでも相談※	(13:00～16:00)	阿南市民会館2階
26日	火	女性のための生き方なんでも相談※	(13:00～17:00)	阿南市民会館2階

◎女性のための生き方なんでも相談は、【阿南・那賀・美波定住自立圏共生ビジョン】女性支援パートナーシップ事業です。

※「女性のための生き方なんでも相談」は、事前に予約が必要です。

【連絡先】 男女共同参画室分室
☎0884-22-0361

美波町社会福祉協議会事務局では、心配ごと相談を随時受付しております。

【受付日】
月～金　8：30～17：00
（土・日・祝祭日は休み）

【連絡先】
美波町社会福祉協議会
☎77－0342
由岐支所　☎78－1792

町民文芸

由岐句会

漁夫の手の暮れて夜長の生一本　中川　秀司
朝日射す柱状節理地虫鳴く　住谷　喜舟
病室の音なき刻や夜の長き　米山　玉子
鰡飛ぶや阿波海戦の沖指呼に　戎谷　久代
鰡一閃潮入川の波を切り　戎谷　利公
校庭の鉄棒さびて地虫鳴く　森　浄子
折紙のうさぎも並ぶ月見かな　片山宇野代
老いて知る人の情や竹の春　青山　文夫
入江口鰡の飛び交う夕間暮れ　湊　とおる
法師蝉名残り惜しみつ鳴き通す　浜名　文子
白菊を手向けて軍人墓地しづか　下町　昭
句を作る楽しみありて夜長かな　松内　きぬ
長電話夕餉のさんま焦しけり　松内　澄魚

日和佐句会

一湾の風を集めて秋桜　森本富美子
藤袴アサギマダラが来ては去る　本庄　潮乃
心経に無の字いくつや秋彼岸　白河　輝女
金木犀呼びとめるごと匂いけり　福井　咲希
山際の家賑わしき虫時雨　澤田　信子
山の峯十五夜の月煌煌と　張野　浩子
友が来て旬の栗食べ笑い合う　森　公子
鰯雲海よりふかき空の藍　岡本　真砂

時雨庵句会

神の井の水澄みきりて長柄杓　名田みや女
木犀の香に一村の満たされて　勝瑞　高春

日和佐短歌会

秋夕焼自転車に乗り町行けば秋刀魚の匂う風流れ来る　小延　恭弘
人形浄瑠璃百年ぶりの復活に三番叟が祭盛りあぐ　栗林　和子
川岸の家にぽつぽつ灯がともり追われるごとく夕闇せまる　福井　郁子
友を呼びアサギマダラと確認す藤袴に来しおしゃれな蝶蝶　本庄たゑ子

投稿（短歌）

潮垂れる海ほおずきの話など五十回忌の車座にのす　下町　昭

町民文芸のコーナーに掲載を希望される場合は、総務企画課（☎77-3611）まで連絡をお願いします。

※原稿は前月の20日前後までに提出してください。

図書館だより

No.140
2017年11月号

■図書館カレンダー

11月の予定　●休館日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	●3	4
5	●6	7	8	9	10	11
12	●13	14	15	16	17	18
19	●20	21	22	●23	24	25
26	●27	28	29	30		

12月の予定　●休館日

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	●4	5	6	7	8	9
10	●11	12	13	14	15	16
17	●18	19	20	21	22	●23
24/●31	●25	26	27	●28	●29	●30

『開館日・時間』　☆ 火曜日～金曜日…午前10時から午後６時まで
☆ 土曜日・日曜日…午前10時から午後５時まで
『休館日』 ★毎週月曜日（祝日に当たるときは翌日も）★祝日と年末年始

おはなしのじかん　11月18日（土）午後２時～

徳島県立図書館100周年企画展示（巡回展示）

「なつかしの図書館写真展」

１１月26日（日）まで　　２Ｆギャラリー

■新着本

- 青い花　瀬戸内寂聴
- 教場　０　長岡弘樹
- ジゼル　秋吉理香子
- 砂上　桜木紫乃
- 花になるらん　玉岡かおる
- ホワイトラビット　伊坂幸太郎
- 守教　上下　帚木蓬生
- わろてんか　上　吉田智子
- おんな城主直虎　４　森下佳子
- アナログ　ビートたけし
- トップリーグ　相場英雄
- 希望が死んだ夜に　天祢　涼
- 琥珀の夢　上下　伊集院　静
- 僕はロボットごしの君に恋をする　山田悠介
- 千の扉　柴崎友香
- 百貨の魔法　村山早紀
- 悪い夏　染井為人
- アゲハの公約　三萩せんや
- 十二大戦　西尾維新
- ポーラースター　２　海堂　尊
- 毒母ですが、なにか　山口恵以子
- 忘れられた巨人　カズオ・イシグロ
- ファインダーズ・キーパーズ　上下　スティーヴン・キング

等など

≪児童本≫

- ごめんなさい　サトシン
- アイスクリームが溶けてしまう前に　小沢健二
- かいけつゾロリのかいていたんけん　原ゆたか
- 魔女図鑑　マルカム・バード
- こびとのくつや　グリム
- きょうふのおばけにんじん　アーロン・レイノルズ
- ホーンテッドマンション　ジェームス・ジラード
- ぱかっ　森あさ子
- ごはんごはん　視覚デザイン研究所
- にんぎょうのおいしゃさん　M・ワイズ・ブラウン
- もっとおおきなたいほうを　二見正直
- いらないねこ　ヒグチユウコ

※このほかにも、実用書、趣味の本、児童書や絵本などたくさんの本が入っています。あなたの読みたい本が図書館になければ、予約やリクエストができます。どんどん申し出てください。お待ちしております。

美波町日和佐図書・資料館　☎0884-77-2733

広報みなみ 第140号
平成29年11月9日発行
美波町HP QRコード
■発行 美波町 ■編集 美波町総務企画課 ☎77-3611
■〒779-2395 徳島県海部郡美波町 FAX 77-1666
■http://www.town.minami.tokushima.jp ■印刷 森本印刷

人口と世帯（平成29年10月31日現在）

		前月比
人　口	6,990人	（－6）
男	3,230人	（＋3）
女	3,760人	（－9）
世帯数	3,358世帯	（±0）

※平成24年7月9日から「外国人住民の住民基本台帳制度」の施行により人口と世帯に外国人を含んでおります。

今月の納税

納付期限　11月30日（木）

●国民健康保険税　第4期分

人口動態

婚姻

出生

死亡

社協だより

マナーを守って住みよい環境

- やめよう！犬の放し飼い
- 散歩中のフンは飼い主が後始末を！

四国の右下　食博覧会＆美波町商工祭

●**日時**　11月19日(日)
9時30分～15時

雨天決行

●**会場**　薬王寺第三駐車場

●**内容**

日和佐太鼓、マグロ解体ショー、海部高校器楽部の演奏、子供フラメンコ、清流座、団七踊り、保育士戦隊ブレイクショーショー、丸太切競争〇×クイズ、お菓子やお餅投げなど盛りだくさん。

また、徳島県南の南阿波丼・スイーツ・阿波尾鶏を使った揚げ物・海産物・お寿司・焼きそば等のお店がたくさんです。伊勢エビ豆乳汁のふるまいもあります。ぜひ、お越しください。

●**駐車場**

美波町日和佐グラウンドと南部総合県民局美波庁舎で、シャトルバスを運行します。

●**お問い合せ先**

美波町商工会　☎77-0759